

# 沖縄県過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

平成27年12月

沖 縄 県



# 目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	2
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	7
4	生活環境の整備	14
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	15
6	保健医療の確保	16
7	教育の振興	17
8	地域文化の振興等	18
9	過疎地城市町村に対する行財政上の援助	19



# 1 基本的な事項

## (1) 基本方針

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき公示された過疎市町村は1市4町13村の18団体で、県下41市町村の43.9%を占め、人口104,136人(平成22年国勢調査)、面積1198.25km<sup>2</sup>(平成22年国土地理院)で、県人口の7.5%、県土の52.6%を占めている。本県の過疎地域の多くは小規模な離島及び本島北部の山間地であることから、地理的・自然的条件からくる不利性の壁は厚く、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、なお、多くの格差が存在している。加えて、以前のような人口の激減状況は緩和されたものの、地域の担い手となる若者の慢性的な流出や高齢化の進行等により、産業活動や社会活動の停滞が懸念されている。

一方、本県の過疎地域は、広大な海域に点在し、多様な特色を有する離島地域と世界的に貴重な野生生物の宝庫と言われている「やんばる」地域にある。こうした過疎地域は、亜熱帯性気候風土の下で地域毎に異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、その役割はますます重要になってきている。また、離島地域にある過疎市町村については、経済水域や海洋資源の確保等、国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきており、今後、過疎地域の振興を進めるに当たっては、こうした過疎地域の持つ豊かな自然環境等の優位性を積極的に評価し、これを伸ばしていく取組が重要である。

このようなことから、今後の過疎地域の振興に当たっては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「住みよく魅力ある島づくり計画」を踏まえ、過疎地域の特色を生かした農林水産業や観光産業等の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、保健医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等を推進し、非過疎地域との格差の是正を図る。人口の維持・増加についても、世代バランスのとれた社会を構築し、過疎地域において防犯、消防、伝統・文化の継承など、生活の様々な面での支え合いや共同性の保持を可能とし、地域社会が維持・発展できる社会を目指す。

また、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保等、ソフト面の対策の拡充強化を図って地域の自立を促進するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展に寄与する地域として整備を進め、若者が定着する、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の形成をめざして諸施策を推進する。

この沖縄県過疎地域自立促進計画は、このような背景の下に、当面する課題を踏まえながら、沖縄県過疎地域自立促進方針を軸に、県自ら事業主体となって事業を実施するとともに、県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費のかさ上げを実施し、過疎市町村に対する行財政上の援助を行い過疎地域の自立促進に資することを目的とする。

## (2) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

なお、必要に応じて計画期間内においても、計画の見直しを行うものとする。

## 2 産業の振興

過疎地域の自立的発展を図るには、各地域の特性と住民の創意を生かした特色ある産業の振興を図る必要がある。

農業については、かんがい施設、ほ場及び防風施設等の各種農業生産基盤の整備を推進するとともに、農業技術の開発・普及、農業経営の近代化及び農業後継者の育成・確保に努め、生産体制の拡充強化を図る。特に過疎地域において地域経済に重要な位置を占めるさとうきびや、亜熱帯性気候を生かした野菜、花き、果樹などの園芸作物の生産及び品質向上対策、畜産の振興に努め、若者に魅力ある営農体制の確立を図り、特色ある地域農業を確立を推進することにより、農業生産活動の活性化と経営の安定化、流通体制の整備、加工の合理化、製品の高付加価値化に努め、市場競争力の強化を図る。

林業については、保安林等の整備を推進し、国土の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能の総合的な維持増進に努めるとともに、林業生産基盤の整備を促進し、地域の特性に応じた特用林産物の生産振興等、地域の特性に応じた林業の育成に努める。

水産業については、良好な漁場環境の最大活用とつくり育てる漁業等を推進し、新しいニーズに対応した漁港・漁村の整備を行い、資源管理型漁業の推進並びに水産物流通加工体制の整備拡充等を図るとともに、漁業後継者の育成・確保に努め、漁業経営の安定化を図る。また、水産業の生産基盤となる漁港・漁場施設の整備を引き続き推進する。漁港施設については、長寿命化対策、防災・減災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を柱とした整備を推進し、漁場施設については、浮魚礁の新設及び更新整備等を推進する。あわせて、農山漁村集落の環境整備を促進し、活力ある農山漁村社会の形成に努める。

地場産業のうち製造業については、地域資源を生かした特産品づくりを進め、加工施設の近代化、加工技術の向上等生産体制の強化を図るとともに、製品の供給体制の安定化及び販路の拡大に努める。

観光産業については、他産業との連関性が高く、雇用の拡大や地域の活性化に役立つことから、過疎地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として、亜熱帯・海洋性の気候風土、美しい自然環境及び固有の伝統文化、地域社会との調整等に配慮しつつ、エコツーリズム等の体験・滞在型の観光等、地域の特色を生かした個性ある観光・リゾート地域づくりを推進する。

また、観光の魅力づくりや観光受入れ体制の整備、観光情報の発信などを推進し、地域総体としての魅力の向上に努めるとともに、関連産業間の連携を強化し、観光を軸とした地域経済への波及効果の拡大を図る。

伝統工芸産業等については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品の開発を推進し、商品の多様化を図り、産地組合の共同購買及び共同販売等を促進するとともに、後継者の育成・確保及び原材料の安定供給に努める。あわせて、産地組合の組織機能を強化する。

事業名	事業内容	市町村名
農業の振興	<p>① 水利施設整備事業 農業用水の確保、かんがい施設の整備、排水施設の整備等を行い、農業生産基盤の整備を図る。</p> <p>② 農地整備事業 農業用水の確保、かんがい施設の整備、ほ場の区画整理、農道の整備等を総合的に行い、農業生産基盤の整備を図る。</p> <p>③ 水質保全対策事業(耕土流出防止型) 耕土流出防止対策施設等の整備を行い、農村環境の保全を図る。</p> <p>④ 農地保全整備事業 農地を災害等から保全するために、農地保全施設等の新設・改修等を行い、農業生産基盤の保全を図る。</p> <p>⑤ ため池等整備事業 老朽ため池の改修及び土砂崩壊防止工事を行い、農業生産基盤の保全を図る。</p> <p>⑥ 通作条件整備事業 農道の新設・更新整備を行い、農産物流通の低コスト化と農村環境の改善を図る。</p>	<p>北大東村 外7市町村</p> <p>宮古島市 外2町村</p> <p>久米島町 外4町村</p> <p>伊江村 外3市町村</p> <p>伊平屋村 外1村</p> <p>南大東村</p>

事業名	事業内容	市町村名
林業の振興	<p>① 山地治山事業          林地崩壊等により下流の人家や農耕地等に被害を及ぼす荒廃山地の復旧や荒廃危険地区の崩壊を未然に防止するため、山地治山(復旧・予防)事業を実施する。</p> <p>② 防災林整備事業          台風や季節風による、保安林の浸食及び機能の低下に対処するため、防災林整備、保安林改良及び保育を実施し、人家・農耕地等保全対象の被害の軽減を図る。</p> <p>③ 水源地域等保安林整備事業          水需給上重要な流域において、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃山地等の復旧整備、荒廃森林の整備等を緊急かつ総合的に実施する。</p> <p>④ 県営林造成事業          人工造林、樹下植栽、下刈り、除伐等を実施し、森林の有する水源のかん養等の公益的機能の高度発揮及び森林資源の充実強化を図る。</p>	<p>国頭村 外5町村</p> <p>国頭村 外14町村</p> <p>国頭村 外14町村</p> <p>国頭村 外2町村</p>
水産業の振興	<p>① 水産基盤整備事業          漁港施設の長寿命化対策、防災・減災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を図るため、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産流通基盤整備事業、水産生産基盤整備事業を行う。          また、浮魚礁の新設及び更新整備等を図るため、水産環境整備事業を行う。</p> <p>② 漁村地域整備交付金事業          漁村再生交付金等により、漁港、漁場、漁村の一体的な整備を行う。漁港の就労環境及び漁村の生活環境の向上に必要な施設整備を行う。</p>	<p>国頭村外8市町村)</p> <p>国頭村外17市町村</p>



事業名	事業内容	市町村名
<p>地場産業の振興</p>	<p>① 工芸人材育成事業(後継者育成事業) 産地振興計画に基づいて行われる、伝統工芸産地事業協同組合の後継者育成事業を支援する。</p> <p>② 離島特産品等マーケティング支援事業 離島特産品等に関し、地域連携による販売戦略の構築・実施について外部専門家の指導等を行うことにより、離島特産品等の販売を促進する。</p> <p>③ 離島フェア開催支援事業 離島の産業振興とあわせて、離島地域と都市地域間及び離島相互間の交流を促進するとともに、新たな地域資源を発掘し、住民自らの創意工夫による地域づくりを支援することを目的として開催される離島フェアについて、離島フェア開催実行委員会に負担金を拠出し、その開催を支援する。</p>	<p>宮古島市、 竹富町</p> <p>離島地域</p> <p>離島地域</p>

事業名	事業内容	市町村名
観光産業の振興	<p>① 環境共生型観光推進事業 保全利用協定が締結される地域に対し、市町村が行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりの取組への支援を行う。</p>	国頭村、竹富町ほか
	<p>② 多言語観光案内サイン整備事業 外国人を含む観光客の利便性向上・観光客の周遊促進による観光消費の拡大を図るため、多言語観光案内サインの統一的な整備の支援を行う。</p>	離島地域等
	<p>③ 自然公園利用施設の整備 自然公園の利用拠点となる休息所、公衆トイレ、遊歩道、駐車場等を整備する。</p>	国頭村外1村
	<p>④ 沖縄離島体験交流促進事業 将来を担う児童生徒が、離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、沖縄本島と離島との交流促進により、離島地域の活性化を図るため、児童生徒を離島へ派遣し体験交流を行う。</p>	離島地域
	<p>⑤ 島の魅力再発見推進事業 離島の児童を対象に、夢や目標を描くワークショップを行い、別の離島で体験交流させ、自分の島に向き合う機会を与えることで離島で生まれた環境や島の良さを再認識し、島への誇りを持ち、将来のUJターンに繋げる。</p>	離島地域
	<p>⑥ 離島観光・交流促進事業 沖縄本島地域の住民を対象に、モニターツアーの手法を用いた離島への派遣を実施し、離島の歴史、文化、自然などに触れる体験プログラムの経験等を通して、本島住民による離島への関心度の向上、離島旅行の需要創出・増加、新たな旅行の推進を図る。</p>	離島地域

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

本県の過疎地域は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島地域にあるため、交通通信体系の整備及び情報化の促進を図ることは、地理的不利性を克服し、地域住民の生活の安定と産業、定住条件の整備を進める上で不可欠である。

このため、これまで道路、港湾、空港等の交通施設について積極的に整備した結果、基盤整備は着実に改善されている。今後も、過疎地域の活性化や増加する観光客への対応等のため、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「沖縄県総合交通体系基本計画」を踏まえ、相互に結節する交通ネットワークの整備、強化等を通じ、地域の連携を促進し、空港、港湾等の中核的基盤の整備に集中的かつ着実に取り組み、海上交通及び航空路線網を整備・拡充する。加えて、過疎市町村で技術的・財政的理由で対応できない基幹的市町村道等については、県による代行整備を推進する。更に、離島苦の解消、産業の振興及び生活の利便性に資するため、架橋の整備を推進する。あわせて、IT関連等のソフト施策については各圏域の地域特性に考慮しつつ早期かつ重点的に推進する。

情報通信については、情報通信面での格差是正を図るとともに、多様化・高度化する情報化時代に対応できるようにするため、高速・大容量の情報通信基盤の整備を推進する。

#### (1) 港湾の整備

過疎地域14市町村の海上交通拠点として、本部港など15港の地方港湾の整備拡充を図る。

事業名	事業内容	市町村名	
港湾の整備	①前泊港	岸壁、防波堤等	伊平屋村
	②仲田港	岸壁	伊是名村
	③伊江港	岸壁、波除堤	伊江村
	④本部港	岸壁、防波堤等	本部町
	⑤兼城港	岸壁、泊地等	久米島町
	⑥粟国港	岸壁、物揚場等	粟国村
	⑦渡嘉敷港	護岸、臨港道路	渡嘉敷村
	⑧座間味港	波除堤、泊地	座間味村
	⑨北大東港	岸壁	北大東村
	⑩南大東港	岸壁、泊地等	南大東村
	⑪長山港	船揚場、臨港道路	宮古島市
	⑫多良間港	航路	多良間村
	⑬小浜港	船揚場、浮棧橋等	竹富町
	⑭白浜港	物揚場、船揚場等	竹富町
	⑮祖納港	岸壁、波除堤	与那国町

(2) 空港の整備

供用空港においては、空港機能保持及び向上を図るため、施設の整備を推進する。  
また、伊平屋空港の整備について検討する。

事業名	事業内容	市町村名	
空港の整備	伊平屋空港	新設整備	伊平屋村
	伊江島空港	更新整備(滑走路)	伊江村
	宮古空港	改良整備(エプロン) 更新整備(滑走路、照明施設、電源施設)	宮古島市
	下地島空港	更新整備(滑走路、照明施設)	宮古島市
	久米島空港	更新整備(滑走路良、照明施設、電源施設、場周柵)	久米島町
	与那国空港	更新整備(滑走路、照明施設、場周柵)	与那国町
	北大東空港	更新整備(滑走路、照明施設)	北大東村
	南大東空港	更新整備(滑走路、照明施設)	南大東村
	栗国空港	更新整備(エプロン、誘導路、電源施設、場周柵)	栗国村

(3) 基幹的な市町村道等の整備

市町村が管理する基幹的な市町村道及び基幹的な農道については、県代行事業として市町村道、農道について改良を図る。

事業名	事業内容				市町村名
	事業種名	路線名	幅員m	延長m	
市町村道	—	—	—	—	—
農道	改良	①神宮地区	6.0	2,280	南大東村
		1 地区		2,280	

(4) 県道等の整備

県の管理する国道及び県道等については、国道3路線、県道10路線について改良、舗装等の整備を図る。

事業名	事業内容				市町村名
	事業種名	路線名	幅員m	延長m	
国道 (知事管理分)	改築	①国道449号(本部北道路)	25.0 ～30.0	8,495	本部町
		②国道331号(塩屋工区)	10	760	大宜味村
	電線共同溝	③国道390号	—	—	宮古島市
		※国道390号 歩道整備	—	—	宮古島市
	公共交通安全	3 路線 (※については路線数重複)		9,255	
県道	改築	①平良下地島空港線	12.0	7,700	宮古島市
		②下地島空港佐良浜線	12.0	700	宮古島市
		③久米島一周線(比嘉～島尻)	16.0 ～10.0	1,700	久米島町
		④城辺下地線(下里添～与那覇)	11.5	7,100	宮古島市
		⑤与那国港線	9.5	300	与那国町
	電線共同溝	⑥県道114号線	—	—	宮古島市
		6 路線		17,500	

事業名	事業内容				市町村名
	事業種名	路線名	幅員m	延長m	
県道	公共交通安全	①県道14号線 歩道整備	—	—	東村
		※県道114号線 歩道整備	—	—	本部町
		②県道宇根仲泊線 歩道整備	—	—	久米島町
		③長山港佐良浜港線 歩道整備	—	—	宮古島市
		④与那国島線 歩道整備	—	—	与那国町
		4 路線 (※については路線数重複)		—	

## (5) 交通確保対策

交通の確保を図るため、引き続き離島航路補助事業、離島航路運航安定化支援事業、バス路線補助事業、離島空路確保対策事業を実施し、また、県管理空港における着陸料の軽減措置等、過疎地域住民の航空運賃の負担軽減を図るための支援に取り組む。

また、過疎地域における交通の安全を確保するため、交通信号機や道路標識標示等の交通安全施設を整備するとともに、過疎地域住民の自動車運転免許取得の利便を図るため、運転免許の出張試験を実施する。

事業名	事業内容	市町村名
離島航路補助事業	離島航路の確保・維持のため、離島航路の運航により生じた欠損額について、国、市町村と協調して補助する。	伊平屋村外 14市町村 (13事業者)
離島航路運航安定化支援事業	離島船舶の確保・維持により離島の定住条件の整備を図るため、船舶の建造又は購入に係る費用について補助する。	伊平屋村外 12市町村 (14事業者)
バス路線補助事業	過疎地域の生活の足として必要なバスの路線を確保するため、運行費及び車両購入費に対する補助を行う。	伊江村 外6市町村(7事業者)
離島空路確保対策事業	離島航空路線の運航費及び航空機購入費について国と協調して補助するとともに、国庫補助対象外路線の運航費についても県独自の補助を実施する。	栗国村外 3町村(2事業者)
交通安全施設 (公安委員会分)	信号機新設(改良含む) 89基 道路標識 1,680本 横断歩道 14.56km 実線 7.95km	過疎地域 " " "
運転免許出張試験	過疎地域住民の自動車運転免許取得の利便を図るため、運転免許の出張試験を実施する。	宮古島市 外6町村
高齢者講習の出張講習	過疎地域に住む70歳以上の住民の自動車運転免許更新の利便を図るため、高齢者講習の出張講習を実施する。	久米島町 外11町村



## (6) 情報通信基盤の整備

離島地区において、都市部との情報格差を是正し、高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、沖縄本島と各離島を結ぶ高速大容量の中継伝送路を整備し、安定的かつ高度な情報通信基盤を構築する。更に、民間通信事業者による自主開局が困難と認められる地域を対象に、市町村と連携を図りながら超高速ブロードバンド環境の整備を促進する。

また、離島地域で各分野におけるICTの利活用促進を図るための利活用調査を実施し、実証実験を行う。

事業名	事業内容	市町村名
離島地区情報通信基盤整備推進事業	沖縄本島と先島地区及び本島南部周辺離島を結ぶ高速大容量の中継伝送路(海底光ケーブル)を整備する。	離島地域
超高速ブロードバンド環境整備促進事業	本島の北部地区及び離島地域を対象に、超高速ブロードバンド環境の整備を促進する。	離島過疎地域
離島ICT実証・促進事業	離島地域で各分野におけるICTの利活用促進を図るための利活用調査を実施し、実証実験を行う。	離島地域

## 4 生活環境の整備

生活環境の整備は、過疎地域住民の健康で文化的な生活の営み、若者の定住促進、循環型社会の実現を目指す上で極めて重要である。過疎地域においては、これまで、水道施設、下水処理施設、公園、公営住宅、消防・救急施設等、生活環境の整備が図られてきたが、その整備水準は非過疎地域に比べ、なお低い状況にある。また、近年における生活水準の向上、生活様式の多様化に伴い、新たに質の高い対応が求められており、今後ともこれらの施設の整備を促進する。

水道水の安定給水に向けては、新規需要への対応、災害に強い施設整備、老朽化施設の更新等を計画的に実施する。

更に、水道サービスの地域格差を是正し、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給できる水道の構築のため、多様な形態の水道広域化に取り組む。

公共下水道については、県代行事業として大宜味村において整備を行い、快適な生活環境の確保を図る。

海岸保全施設の整備については、東村において、台風時の高潮や波浪による集落への越波被害対策として、高潮対策事業を実施する。

定住条件の整備については、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施する。

また、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内の有人離島へ輸送される石油製品等の輸送経費等を助成し、離島における割高な生活コストの軽減を図る。

事業名	事業内容	市町村名
救急医療の確保	救急自動車整備事業	竹富町外1町
公共下水道	大宜味村特定環境保全公共下水道事業(塩屋処理区) 処理区域面積 21ha 計画処理人口 250人 代行する範囲 終末処理場 1箇所 終末処理場の位置 字塩屋1306番3	大宜味村
高潮対策事業	有銘海岸の護岸嵩上げ L=720m	東村
定住条件の整備	石油製品輸送等補助事業 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業 離島食品・日用品輸送費等補助事業	離島地域 離島地域 離島地域

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

過疎地域においては、高齢化の進行に伴い、高齢者の占める割合が他の地域と比べてかなり高くなっており、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなど、その対策は緊急な課題となっている。そのため、特に老人福祉対策の強化に努めるとともに、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するため、児童福祉対策及び障害者福祉対策の充実を図る。

また、本県の過疎地域は離島が多く、地理的特性から採算性が低く、介護保険における民間事業者の参入が厳しい状況にある。

このような状況から、高齢者の生活の安心を確保するため、介護サービスの基盤整備を支援するとともに、介護予防や高齢者の権利擁護などに取り組む。

また、高齢者の豊富な知識と経験を生かせるような社会参加システムの形成を図るとともに、民間福祉活動等の促進と生きがい対策の拡充を図る必要がある。また、地域における、民生委員や地域包括支援センター等の公的福祉サービスと、自治会やボランティア団体等の非公的福祉サービスとが、互いに連携しながら、支援が必要な方々に対し、適切な福祉サービスの提供ができるような体制を整備するため、地域の社会福祉協議会をその中核的団体と位置づけ、その体制強化を図る。

更に、保育所等を利用していない家庭において一時的に保育が困難となった場合に、保育所や幼稚園で一時的に児童を預かるなど、地域において安心して子育てができる環境の整備を促進し、児童福祉の向上を図る。

事業名	事業内容	市町村名
妊婦乳児健康診査事業	乳幼児の健康管理を行い、母子保健の地域格差是正を行う。	宮古・八重山圏域
地域子ども・子育て支援事業	地域における子ども・子育て支援の充実を目的として、保育所等において一時預かり事業等を実施する。	国頭村、宮古島市、大宜味村、東村、本部町、渡嘉敷村、南大東村、伊平屋村、久米島町、竹富町
島しょ型福祉サービス総合支援事業	介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域の市町村に対し、事業所運営に要する経費等の一部を補填する。	伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町、うるま市、南城市、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町

## 6 保健医療の確保

過疎地域における定住条件の整備に向けては、住民の誰もが初期医療を安定的に受けられる医療提供体制の構築が不可欠であることから、離島・へき地診療所の整備を進めるとともに、医学生に対する修学支援や医学臨床研修事業の実施等により医師をはじめとする医療従事者の確保を図る。

同時に、離島・へき地診療所では治療が困難な高度又は専門的な疾患等に対応するため、離島からの救急患者を搬送するドクターヘリなどの運航、ヘリコプター等航空機に沖縄本島、宮古島及び石垣島の病院から医師等を添乗させる事業を実施し、救急患者搬送体制の充実強化を図るとともに、二次保健医療圏の中核病院を中心とした広域的な医療提供体制の整備を推進する。

また、離島・へき地診療所では十分な対応が困難な眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科については、二次保健医療圏の中核病院を含むへき地医療拠点病院等の医療機関と連携した巡回診療等を実施することで過疎地域住民の受診機会の確保を図る。

このほか、離島・へき地における保健医療の情報格差を是正し、医療サービスの向上を図るため、インターネット等を活用し県立病院と20箇所の離島診療所を情報通信網で結び、医療情報の収集や医療相談を行うなど遠隔医療支援事業を実施する。ICTの活用等により地域医療連携の推進を図る。

また、沖縄県離島医療組合が運営する公立久米島病院に対しては、安定的運営ができるよう継続的に支援していく。

事業名	事業内容	市町村名
へき地診療所設備整備補助事業	診療所の設備及びへき地患者輸送車の整備	過疎地域
特定町村人材確保対策事業	特定町村(16町村)に対する保健師等の人材確保、資質向上への支援	伊平屋村 外15町村
医師の養成・確保	医師修学資金貸与事業 自治医科大学学生派遣事業 医学臨床研修事業 離島・へき地ドクターバンク等支援事業 県立病院医師派遣補助事業 県立病院医師確保環境整備事業	
代診医派遣事業	代診医派遣事業 代診等担当医確保事業	過疎地域
巡回診療	特定診療科等医師の離島・へき地診療所派遣による巡回診療の実施	過疎地域
医療支援情報システムの運用	医療情報システム整備費	北部圏域 宮古圏域 八重山圏域
地域がん診療連携拠点病院機能強化事業	がん診療連携拠点病院に対する補助	宮古圏域 八重山圏域

事業名	事業内容	市町村名
がん医療連携体制推進事業	がん医療従事者の育成及びがん情報の提供	北部圏域 宮古圏域 八重山圏域
地域医療連携推進事業	医療連携体制の構築	北部圏域 宮古圏域 八重山圏域
離島医療対策事業	沖縄県離島医療組合に対する負担金	久米島町
救急医療の確保	ヘリコプター等添乗医師等確保事業 救急医療用ヘリコプター活用事業	離島地域 過疎地域

## 7 教育の振興

過疎地域における教育の充実を図るため、県立学校の施設整備事業を実施するとともに、寄宿舎機能及び交流機能を併せ持つ、沖縄県立離島児童生徒支援センターを整備・運営する。

事業名	事業内容	市町村名
県立高等学校の教育施設の整備	校舎整備 2校	久米島町 宮古島市
沖縄県立離島児童生徒支援センター整備事業	高校進学する際の生徒の寄宿舎としての機能及び小・中・高校生の交流機能を併せ持つ施設の整備	那覇市 (関係市町村： 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町、うるま市、南城市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、多良間村、竹富町、与那国町)

## 8 地域文化の振興等

本県の過疎地域には独特の伝統文化が数多く受け継がれていることから、その伝統的文化(祭祀・芸能など)、伝統的な行事や営みの重要性和文化的価値を再評価したうえで、地域資源として保全しつつ、観光、教育等に持続的に活用していくことで、適切な継承・発展を図る。

また、過疎地域においては芸術鑑賞の機会が少ないことから、その機会の創出に努める。

事業名	事業内容	市町村名
沖縄県芸術文化祭 展示部門	沖縄県芸術文化祭展示部門(写真)の移動展、選抜展を実施する。	過疎地域
文化芸術による地 域活性化事業	過疎地域での舞台公演等を実施する。	過疎地域
沖縄県伝統芸能公 演事業	舞台芸術の上演	過疎地域
沖縄県芸術鑑賞機 会提供事業	舞台芸術鑑賞機会の提供	過疎地域
組踊等教育普及事 業	組踊等伝統芸能の公演	過疎地域

## 9 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

過疎地域の振興については、これまで沖縄県過疎地域自立促進計画等に基づき諸施策が講じられ、産業基盤、交通・通信体系、生活環境等社会資本の整備を進め、相当の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域の持つ地理的、自然的条件の不利性から、非過疎地域との間には依然として多くの格差があるほか、若者の慢性的な流出や高齢化の進行など、なお多くの課題が残されているが、過疎地域市町村は総じて財政力が脆弱であることから、引き続き、過疎地域市町村に対し、行財政上の援助措置として県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費のかさ上げ及び貸付事業を実施する。

事業名	事業内容	備考
<b>(産業の振興)</b>		
水利施設整備事業	補助率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:受益面積50ha以上で、農業用排水施設の新設・改良	県費かさ上げ
農地整備事業	補助率:16.5%(離島) 14.5%(本島) 補助対象:受益面積10ha以上で、区画整理等の基幹事業とあわせて行う総合的な農業生産基盤の整備	〃
水質保全対策事業 (耕土流出防止型)	補助率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:対象流域内の農用地面積10ha以上で、土砂流出防止対策施設等の整備	〃
農地保全整備事業	補助率:15%(離島) 10%(本島) (あわせて行う工事) 区画整理等 16.5%(離島) 14.5%(本島) 畑かん 15.5%(離島) 11.0%(本島) 補助対象:受益面積10ha以上、農地浸食防止工事、特殊農地保全整備工事、珊瑚礁等の排除事業、防風施設工事	〃
国営かんがい排水事業	補助率:20/3%(離島) 5%(本島) 補助対象:受益面積500ha以上で、農業用排水施設の新設・改良	〃
農山漁村活性化対策整備事業	補助率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:受益面積5ha以上で、農業用排水施設、農道、客土、区画整理等の整備	〃
農業基盤整備促進事業	補助率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:受益者数2者以上で、農業用排水施設の新設・改良、農作業道、農用地の区画形	〃

事業名	事業内容	備考
	質等の変更	
農業集落排水事業	補助率:15%(離島) 12.5%(本島) 補助対象:受益戸数が概ね10戸以上で、農業集落の汚水処理施設等の整備・改築	〃
村づくり交付金事業	補助率:15%(離島) 12%(本島) 補助対象:農業生産基盤整備と農村生活環境整備の総合的な整備	〃
漁村再生交付金	補助率:漁港施設20.0%(離島) 10.0%(本島) その他12.5%(離島) 10.0%(本島) 補助対象:漁港施設、漁場施設、漁港環境施設、漁業集落環境施設等	〃
<b>(交通通信体系の整備)</b>		
離島航路補助事業	補助率:欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3以内の額。 補助対象:離島航路の欠損額	県単独
離島航路運航安定化支援事業	補助率:公営航路90/100、民営航路72/100 補助対象:離島航路事業者の船舶確保に係る建造費又は購入費	沖縄振興特別推進交付金
バス路線補助事業	補助率:1/2以内 補助対象:生活バス路線運行による経常欠損額及び車両購入費 (離島・過疎地域は補助要件及び限度額を緩和)	県単独
離島空路確保対策事業	補助率:運航費1/3以内、航空機1/4以内 補助対象:離島航空路線の運航費及び航空機購入費	県単独
<b>(医療の確保)</b>		
へき地患者輸送車(艇)整備事業	補助率:1/2 補助対象:へき地患者輸送車(艇)の整備	県費かさ上げ
へき地診療所施設整備事業	補助率:1/4 補助対象:へき地診療所施設の整備	〃
へき地診療所運営費補助事業	補助率:1/4 補助対象:へき地診療所の欠損額の補助	〃



事業名	事業内容	備考
へき地診療所設備 整備事業	補助率:1/8 補助対象:へき地診療所の設備整備	〃
(その他) 市町村振興資金貸 付金	根 拠:沖縄県市町村振興資金貸付基金条例 対象事業:①離島、辺地又は過疎地域の振興に 必要な事業 ②合併市町村振興事業 貸付利率:①財政融資資金の貸付利率に10分の7を乗 じて得た利率に2分の1を乗じて得た利率 ②無利子 償還期間:①15年以内(うち据置期間1年以内) ②10年以内(うち据置期間1年以内) 償還方法:元利均等年賦償還 貸付限度額:①原則として、1市町村につき一会計年度 1億円 ②1合併市町村につき一会計年度2億円	貸付事業



---

## 沖縄県過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

沖縄県企画部 地域・離島課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2370

---